

# 在宅レスパイト事業 説明会

栃木県保健福祉部健康増進課  
難病対策担当

令和6年4月15日(月)13:30~14:00

# 目次

---

- 挨拶
- 概要
- 関係図
- 利用要件
- 事務フロー
- FAQ
- 質問受付方法
- お問い合わせ先

# 概要

## ■ 県が取り組んできた 介助人派遣事業の課題

- 対象者が限定（人工呼吸器装着者、気管切開実施者）
- 喀痰吸引等の医療的ケアを実施できない（喀痰吸引をできる事業所が限られている）

## ■ ケアラーが求める支援 **自分が休める時間 お世話を一時的に代わってくれる人** など (R5.6~7ケアラー実態調査)

在宅で療養している医療的ケア児等や難病患者のケアをする家族のレスパイト(休憩)時間を確保するため、訪問看護の利用支援を行う

## 難病患者在宅レスパイト事業・医療的ケア児等在宅レスパイト事業 を 令和6年度から開始します

※ 宇都宮市在住の医療的ケア児等については、同市の「医療的ケア児在宅レスパイト事業」が対応

### 患者・家族へのメリット

- ① レスパイトのための  
訪問看護の利用が可能に  
(現状では医療保険等の対象外のため全額自費)



- ② 医療的ケアを実施可能  
(ケアラーから要望の多い喀痰吸引も実施可)



- ③ 家政婦紹介所と比べ事業所が多い  
(サービスを受けられる地域の拡大)



### 事業実施に当たってのポイント

- ① 利用者と訪問看護ステーションとの事前調整を  
導入  
(訪問看護ステーションが円滑にシフトを組めるようにする)
- ② 利用申請は原則として訪問看護ステーションを  
経由  
(宇都宮市事業と同様。円滑な事業実施のため)
- ③ 事業の周知は段階的に実施  
(よりニーズが高い方から事業を利用できるよう、まずは保健所  
保健師や介入している訪問看護ステーションから声かけすること  
を想定)

# 関係図

訪問看護ステーション



利用契約  
→訪問看護  
@自宅

委託契約  
→委託料  
7,500円/h

利用申請  
原則として、  
訪問看護ステーション経由

難病患者・医ケア児等  
家族



県健康福祉センター  
宇都宮市保健所  
県健康増進課



# 利用要件等

	難病患者在宅レスパイト事業	医療的ケア児等在宅レスパイト事業
住所	栃木県内	<u>宇都宮市を除く</u> 栃木県内 ※
介護者	同居の家族等	←
受給者証	特定医療費(指定難病)受給者等	なし
年齢	なし	20歳未満
訪問看護	難病・小児慢性・医療的ケアに起因した指示書に基づき訪問看護が実施されている	←
利用時間	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1時間以上/回 (30分単位)</li><li>● 48時間/年</li></ul>	←

※宇都宮市在住の医療的ケア児等については、同市の「医療的ケア児在宅レスパイト事業」が対応。

# 事務フロー



手続きの内容	
①	家族は事業の利用について、 <b>訪問看護ステーション</b> と <b>相談</b> する。
②	<b>訪問看護ステーション</b> と県健康増進課が委託契約を締結する。
③	家族は <b>訪問看護ステーション</b> へ利用申請書を提出する。
④	<b>訪問看護ステーション</b> は県健康福祉センターまたは宇都宮市保健所へ利用申請書を提出する。
⑤	県健康福祉センターまたは宇都宮市保健所から <b>訪問看護ステーション</b> へ利用決定通知を送付する。
⑥	<b>訪問看護ステーション</b> は家族へ利用決定通知を送付する。
⑦	家族と <b>訪問看護ステーション</b> は訪問看護提供日を <b>事前調整</b> し、利用契約を締結する。
⑧	<b>訪問看護ステーション</b> は県健康福祉センターまたは宇都宮市保健所へ実施状況等を報告する。
⑨	県健康増進課は <b>訪問看護ステーション</b> に委託料を支払う。

# FAQ

	Q	A
1	同居の家族の範囲は？	同居：住民票上の住所が同じ、土地続きの別宅 家族：6親等内の血族、3親等内の姻族、内縁、パートナー
2	難病患者在宅レスパイト事業で必要な受給者証とは？	特定医療費（指定難病）受給者の他、特定疾患治療研究事業対象疾患医療受給者です。
3	医療的ケアの範囲とは？	訪問看護指示書「装着・使用医療機器等」の欄に該当項目があるものが対象です。
4	年度途中で申請の場合の利用限度時間は？	利用決定月からの年度内の残月数に4時間に乗じた時間です。 ex) 6月利用決定→10ヶ月×4時間=40時間
5	委託料の対象となる利用時間は？	健康保険の適用対象となる時間のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を除いた時間です。
6	委託料の対象外となる費用は？	訪問看護医療費の他に発生する実費（看護師の交通費等）や、利用者都合による当日のキャンセル等に伴うキャンセル料等です。 これらの金額については、患者家族との利用契約の中で定めてください。
7	利用者1人に同時間で複数人で訪問看護した場合の委託料は？	人数ではなく時間に応じた委託額ですので、訪問看護者が1人でも複数人でも委託額は同額です。
8	事業はいつから始めますか？	6月頃を予定しています。

# 質問受付方法

## 在宅レスパイト事業説明会の開催

昨年4月の栃木県ケアラー支援条例の施行を受け、県では本年度から在宅で療養している医療的ケア児等や難病患者をケアする家族のレスパイト時間を確保するため、訪問看護の利用支援を行う標記事業を行うこととしました。

事業の円滑な実施にあたりましては、訪問看護ステーション等医療機関の皆様への御理解と御協力が必要であることから、この度、標記説明会を下記のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

なお、当日参加できない方向けに説明会の動画を一定期間公開予定です。

### 記

1. 日時 令和6年4月15日（月曜日）13時30分～14時00分
2. 場所 Zoom(オンライン)  
ミーティングIDおよびパスワードは通知文を御確認ください。
3. 資料
  - 会議資料
  - [難病患者・家族支援事業「難病患者在宅レスパイト事業」](#)
  - [小児慢性特定疾病児童等家族支援事業「医療的ケア児等在宅レスパイト事業」](#)
  - [質問票（ワード：15KB）](#)

こちらの様式をダウンロードし、  
質問等、必要事項を入力の上、  
[nambyo@pref.tochigi.lg.jp](mailto:nambyo@pref.tochigi.lg.jp)  
宛てメール送信してください。

# お問合せ先

お問合せ内容	患者の方がお住まいの地域	管轄の行政機関(窓口)	担当課	住所	電話番号
制度全般に関する こと	県内全域	保健福祉部	健康増進課 難病対策担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3086
事業開始後の申請 手続等に関すること	宇都宮市	宇都宮市保健所	保健予防課	〒321-0974 宇都宮市竹林町972	028-626-1116
	鹿沼市	県西健康福祉センター	健康対策課	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-6225
	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	県東健康福祉センター	健康対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-82-3323
	小山市 下野市 上三川町 野木町	県南健康福祉センター	健康対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-1509
	大田原市 那須塩原市 那須町	県北健康福祉センター	健康対策課	〒324-8585 大田原市本町2-2828-4	0287-22-2679
	足利市 佐野市	安足健康福祉センター	健康対策課(難病) 健康支援課(医ケア)	〒326-0032 足利市真砂町1-1	0284-41-5895
	日光市	今市健康福祉センター	保健衛生課	〒321-1263 日光市瀬川51-8	0288-21-1066
	那須烏山市 那珂川町	烏山健康福祉センター	保健衛生課	〒321-0621 那須烏山市中央1-6-92	0287-82-2231
	栃木市 壬生町	栃木健康福祉センター	保健衛生課	〒328-8504 栃木市神田町6-6	0282-22-4121
	矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町	矢板健康福祉センター	保健衛生課	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22	0287-44-1297